

介護予防・日常生活支援総合事業とは

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けることができるように、地域全体で高齢者を支え、高齢者自身も自らの能力を最大限に生かして、要介護状態にならないように予防することが大切です。その取り組みとして、介護保険制度に介護予防・日常生活支援総合事業が創設されました。

ユートピアでは総合事業における通所型サービスとして2017年4月より開始しました。

サービスの目的

介護予防、交流、生きがい・居場所づくり

対象者

要支援認定者・・・※通所系サービスとの併用は出来ません
基本チェックリスト対象者・・・入浴サービスが不要な人
専門的対応が不要な人
送迎サービスが必要な人

開催場所、日時

場所・・・在宅介護支援センター

開催日・・・月曜日と木曜日（10：30～13：30）

利用回数・・・月曜日と木曜日の選択式で週一回の利用

利用料金

基本料金（1回あたり） 250円

昼食代 600円 手作りおやつ 50円

イベント等で外食をした際などは自費負担となります